

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内	処分の内容	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社新和運輸（法人番号5440002007606）代表者秋田武美	北海道北斗市東前3-23	本社営業所	北海道北斗市東前3-23	R4.11.29	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和3年12月6日及び令和4年3月18日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、（3）運行記録計による記録保存義務違反（安全規則第9条）、（4）事故の記録事項義務違反（安全規則第9条の2）、（5）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	5	5	
2	北晃運輸株式会社（法人番号2430001054537）代表者村上克司	北海道苫小牧市新明町1丁目5番7号	本社営業所	北海道苫小牧市新明町1丁目5番7号	R4.11.29	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第24条 他2件	令和4年7月13日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）、（2）事故の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2）、（3）事故の届出義務違反（貨物自動車運送事業法第24条）	1	1	
3	株式会社GMTトランスポート（法人番号6430001072782）代表者伊藤一寿	北海道石狩市新港中央2丁目758番地5	本社営業所	北海道石狩市新港中央2丁目758番地5	R4.11.29	輸送施設の使用停止（63日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他8件	令和4年7月26日、改善報告不履行を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（3）日常点検の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（4）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第9条の3第1項から3項）、（6）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（7）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）、（8）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（9）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	7	11	

